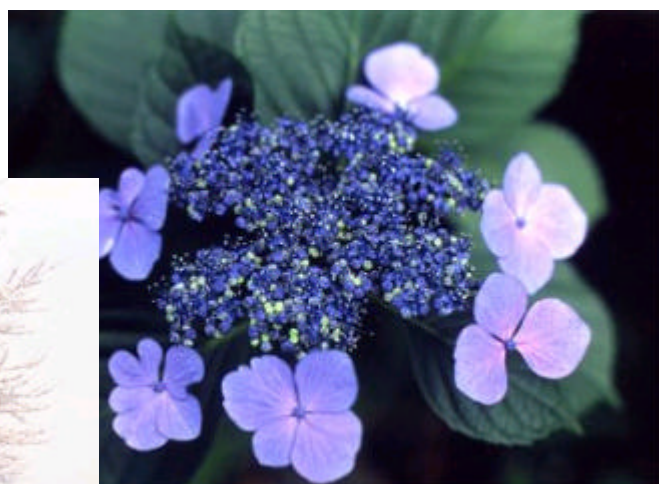


澁川市安全で安心なまちづくりを  
推進するための計画  
**(澁川安心プラン)**

**「50年！ 輝け澁川 ひろがれ未来」**



澁 川 市

平成17年3月

## ま え が き

渋川市は、平成15年10月7日に「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。この条例は、犯罪や火災を未然に防止するために、それぞれの責務を明確にし、市民の自主的な活動を支援することにより、市民が平穏に暮らし、豊かな人生を享受できるまちづくりを目指しています。

この計画は、条例第3条の規定に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定め、犯罪や火災(以下「犯罪等」という。)を未然に防止するための市、市民及び事業者の行動指針を明らかにすることにより、市民が平穏に暮らせる地域社会の実現に寄与するために策定するものです。



## 目 次

### 第1章 概況

1	最近の犯罪等の発生状況について	1	頁
2	群馬県の安全安心等の施策	2	頁
3	本市の状況	2	頁
(1)	条例制定の経緯と計画策定	2	頁
(2)	平成16年度の活動状況	2	頁

### 第2章 基本計画 3 頁

1	世代別計画	3	頁
(1)	子供の安全のために	3	頁
(2)	青少年の非行防止	3	頁
(3)	高齢者の安全な暮らし	4	頁
2	地域別計画	4	頁
(1)	家庭における安全安心行動	4	頁
(2)	自治会活動における安全安心事業	5	頁
(3)	公共施設における安全安心対策(学校、幼稚園、保育所その他)	5	頁
(4)	事業所における安全安心の取り組み	5	頁
(5)	関連計画との調整	6	頁
3	関係官署との連携	6	頁
(1)	広域的な安全安心の取り組み	6	頁
(2)	その他の機関との連携	6	頁

### 第3章 実施計画(年度別実施計画) 6 頁

1	子供を育てるための安心対策	6	頁
(1)	次世代育成支援対策の推進	6	頁
(2)	公園の環境や遊具の安全対策の実施	6	頁
2	学校等の安全対策	6	頁
(1)	学校周辺パトロールに実施	6	頁
(2)	不審者の校内への侵入防止のための施設整備	7	頁
(3)	通学防犯協力の家の拡充と充実	7	頁
(4)	青少年健全育成関係との連携	7	頁
3	空き家空き地対策	7	頁
(1)	空き家空き地調査の実施	7	頁
(2)	防火パトロールの実施	7	頁
4	放置自動車等の対策	7	頁
(1)	放置自転車防止条例の検討	7	頁
(2)	放置自転車の防止対策の推進	7	頁
5	安全安心パトロールの実施	7	頁
(1)	自治会等によるパトロールの実施	7	頁
(2)	パトロールステッカーの車両表示	7	頁
6	安全で安心なまちづくりの啓発事業	7	頁
(1)	市広報に啓発記事を掲載	7	頁
(2)	安全安心ポスター・標語の募集	8	頁
(3)	安全安心都市宣言のできる街への運動	8	頁
7	安全安心を持続するために	8	頁
(1)	安全で安心なまちづくり協議会の運営	8	頁
	渋川市安全で安心なまちづくり実施計画書	9	頁

#### (参考資料)

・	計画策定経過	10	頁
・	渋川市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿	11	頁

# 第1章 概況

## 1 最近の犯罪等の発生状況について

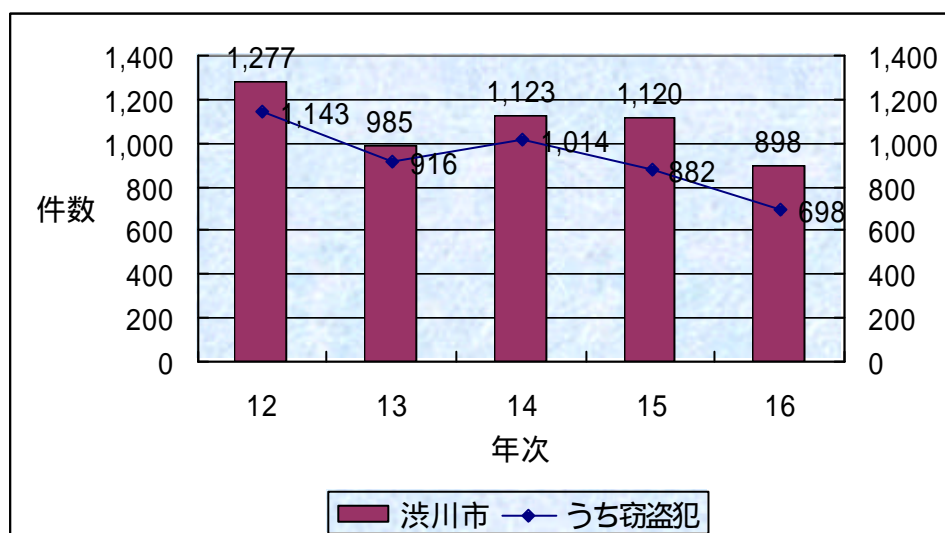
全国的な刑法犯罪の数は、毎年増加を続けているのに対して、検挙率は低下の一途をたどっています。これは、渋川警察署管内でも同様な状況です。

一般的な傾向として、犯罪の低年齢化や匿名化が進行する一方で、直接に利害関係がない限り他人の行動などには無関心で軽微な犯罪を見過ごす傾向が顕著になってきています。

こうした社会情勢に相関して地域社会が培ってきた地域コミュニケーションや、近隣者との連帯感が希薄となっています。

現代社会は、まさに犯罪等が発生しやすい環境を拡大している状態が続いてきました。

表1 本市における刑法犯発生状況（資料：渋川警察署）



次に、本市の火災被害は、毎年20件以上発生し、損害額は毎年6,000万円以上になります。こうした中で市内の空き家は増加していて、15年度の調査によると422件（ただし、賃貸マンション、アパート、長屋等の空き室含まず）にのぼり、犯罪と同様に発生しやすい環境が見られます。

表2 本市における火災発生状況（資料：渋川広域消防本部）

火災の種類	12年次	13年次	14年次	15年次	16年次
建物	7	12	13	21	20
林野	4	1	3		2
車両	4	4	6	8	4
その他	8	6	1	3	2
合計	23	23	23	32	28

## 2 群馬県の安全安心等の施策

群馬県では、平成16年6月16日、県民や観光等で群馬県を訪れる方が安心して暮らし、滞在することができる安全な社会の実現を図ることを目的として、「群馬県犯罪防止推進条例」を制定しました。

この中で県は、市町村及び県民等（県民、事業者及びこれらの者で組織される団体をいう。以下同じ。）と連携し、及び協力して、安全なまちづくりに関する施策を総合的に実施する責務を有し、市町村が実施する安全なまちづくりに関する施策及び県民等が行う安全なまちづくりに関する活動に対し、支援及び協力を行うよう努めるものとしています。

## 3 本市の状況

### (1) 条例制定の経緯と計画策定

本市では、数年前から駅前で示威行為を行い、市民、駅利用者に恐怖心を与えているチーマーが問題になっていました。

実際に、公共物等への落書き、公園内のトイレの焼失、駅トイレの鏡も壊され、ヘソ祭りには集団での示威行為など、市民が不安を感じる事態が発生していました。

また、空き家等の増加は、放火などによる火災の原因や、不審者の潜伏場所になりやすいことから、犯罪防止の観点からその対策が必要とされていました。

こうした事態に対する方策として条例制定の必要性が求められていました。

「渋川市安全で安心なまちづくりを推進する条例」では、運用の中で改善もありますが、行政と警察に任せるのではなく、市民、事業者も一体となって住み良いまちづくりを進めるのが必要であるとの認識から、市民、事業者及び行政が果たす役割や相互連携などを規定するものとなりました。

条例制定後、「安全で安心なまちづくり協議会」が発足し、事業計画の決定などを推進しています。

### (2) 平成16年度の活動状況

協議会の開催 5回

- ・ 犯罪等予防現地調査実施
- ・ 腕章・ステッカーの企画・配布
- ・ 「安全で安心なまちづくりを推進するための計画」協議策定
- ・ 空き家火災防止に係る処理マニュアル策定

地域での取り組み（自治会主体）

安全安心パトロールの組織化 7地区  
安全安心パトロールの実施 25地区

## 第2章 基本計画

### 1 世代別計画

#### (1) 子供の安全のために

乳幼児から中学生までの子供たちにとって、安全で安心な生活環境とはどんなものなのでしょうか？ 産まれた子供は保護者の元で安心を感じられなければならない、保育園や幼稚園児は施設内での安全はもとより、通園や帰宅のときには保護者とともに笑顔でいられることが欠かせません。そして、小中学生は学校生活の中で教師や友人との交流によって安全を確認しながら勉強しています。

こうした当たり前の生活環境が脅かされるような事件が多く発生している状況に対して、関係者の多くが困惑しています。

幼児期の安全は親子関係や家庭環境に大きく依存していることとなりますが、自分の乳幼児を平気で炎天下の車中に放置しておくような事件があると、親子でも安心が抱けない荒涼たる思いが生じます。また、幼児が誘拐や殺傷される事件も後を絶ちません。こうしたことを防止するためにはどうしたらよいのでしょうか？

安全な社会を醸成するためには、まち全体の人格を高める必要があるのではないのでしょうか。

家庭から、地域から、市民意識の高揚を図り、だれでも笑顔であいさつを交わせるようなまちの雰囲気づくりが必要です。

そのためには、乳幼児を携えた保護者に対しては、子育ての励みになるような気配りをするのが世代を越えて求められます。

これらのことを実現するため次のような活動が必要となります。

- ・ 地域と幼稚園保育所等との連携
- ・ P T A や子ども会育成会との連携
- ・ 次世代育成支援行動計画による子供の安全対策事業の推進

#### (2) 青少年の非行防止

近年の核家族化、地域連帯意識の希薄化など社会環境の急激な変化とともに青少年の問題行動がますます複雑・多様化しています。

青少年に対しては、関係団体と協力して環境の整備や健全育成、非行防止に努めるとともに、安全確保のための施策を実施しようとするものです。

非行集団に対しては、相互に協力して、活動を助長する行為の防止措置を講ずるとともに、非行集団が集合する場所の所有者等は、集合をさせない措置を講ずることとするものです。

( 青少年健全育成推進員との連携・更生保護婦人会との連携・警察署との連携

によるチーマー対策)

また、公共の場所や祭り等で、公衆に不安または恐怖を覚えさせるような集会等を行うことを禁止しました。(条例第9条～第14条)

### (3) 高齢者の安全な暮らし

高齢者だけの世帯や一人暮らし世帯が増加し、病気、災害、犯罪などに対応する力が脆弱化しています。

特に犯罪面では、電話で息子や孫を装って、現金を銀行口座に振り込ませて騙し取る「振り込め詐欺」の被害や、最近では、グループで警察官や弁護士など役割を分担して複数の関係者を装ったり、家族構成などの個人情報事前に入手したり、だます手口は一段と悪質・巧妙になっています。注)

情報化社会の高度化により、きめ細かなサービスを受けられる反面、情報リテラシーの不足から様々な犯罪被害に遭遇する機会が増加しています。

地域のコミュニケーションを向上させることが最も大切ですが、高齢者自らが自衛する能力を身につけることも必要なことです。

- ・ 公民館等の高齢者学級などによる安全教育
- ・ 声かけ運動による一人暮らし高齢者対策
- ・ 老人会との連携

注) 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと

## 2 地域別計画

地域の安全対策規定(条例第7条・第8条)

市、市民、事業者、市民団体等、関係行政機関は、市民の安全対策のため、相互に協力して、パトロールなど犯罪防止活動や火災予防活動を行おうとするものです。

### (1) 家庭における安全安心行動

人間が営む社会生活の基本的な単位である家庭は、家族にとって最も安全な場所であればなりません。家族同士のコミュニケーションが疎外されたりして互いに不審や不安を抱くような関係になってしまえば大変です。お互いを尊重しながら夫婦親子関係を大切なものとして毎日の暮らしを見つめられるような運動を提起します。

家

庭

- ・ あいさつ運動
- ・ 家族の団らん運動(食事を一緒に食べよう)

## (2) 自治会活動における安全安心事業

自治会活動は、地域コミュニティの基礎的単位として最も活発に活動していますが、最近の住民意識には自治会活動に対する関心が薄らいでいる傾向があります。

広報の配布事業やお祭りなどの行事ではかなり理解されていますが、防災活動や防犯活動などに関してはまだまだ不十分であり、今後、一層の次に掲げる安全安心に関する活動を充実させてゆく必要があります。

### 自治会活動

- ・安全安心パトロール
- ・防犯灯の設置管理
- ・通学防犯協力の家
- ・空き家や空き地の監視活動
- ・あいさつ運動

### モデル地区の指定規定（条例第21条・第22条）

安全で安心なまちづくりのために必要と認められる地区をモデル地区として指定し、様々な施策を実施することとしたものです。

### 空き家等からの出火防止規定（条例第15条～第19条）

空き家等の所有者は、適正な管理に努めるものとし、市長は必要があると認めるときは、空き家等の調査を実施することができ、著しく危険があるときは、勧告等ができることとしたものです。

## (3) 公共施設における安全安心対策（学校、幼稚園、保育所その他）

今日ほど学校や幼稚園、保育所などの施設に対する安全対策が問われる事態が生じたことはありませんが、施設管理者の努力だけでは解決が難しい現実があります。

これまでは、学校等が地域との交流を推進し、子供たちの健やかな成長を地域ぐるみで支えようと努めてきました。（地域交流による学校支援）

こうしたことは、一方で地域に開かれた施設管理でなければその効果が十分に発揮できなかったわけですから、不審者などの侵入を防ぐ対策とは相容れない事態であったといえます。

しかし、地域との信頼される関係を再構築し、子供たちの学習機会の場として地域が活用できるよう努力する必要があります。そのため、学校施設の職員巡視や幼稚園、保育園その他の幼児施設の安全対策を推進することが必要です。

## (4) 事業所における安全安心の取り組み

事業者は、経済活動の場として地域との関係を重視し、事業所内はもちろん事業活動の全てに置いて安全な活動に努めなければなりません。（店舗、倉庫、工

場等の保安対策の推進)さらに、事業活動における施設管理面や可燃物や有害物質などの管理に置いては法令を遵守することはもとより情報開示等によって地域住民との信頼関係を持続させてゆくことが重要です。(住民と事業者との安全協定の締結等)

#### (5) 関連計画との調整

安全で安心なまちづくり事業を推進するために関係の深い計画(地域防災計画・交通安全計画等)については、その調整を行い効率的で効果的な事業の推進を図るものとする。

### 3 関係官署との連携

#### (1) 広域的な安全安心の取り組み

渋川警察署の管轄区域は、本市の広域組合の行政区域に一致していますが、犯罪防止等を効果的に進めるためには、広域町村との連携が不可欠です。

また、本市をはじめとする観光客の増加には、快適で安全な環境が大切な要素なので、近隣町村との情報交換等により安全性の確保に努める必要があります。

#### (2) その他の機関との連携

その他の機関との連携では、郵便局との「廃棄物の不法投棄情報に関する覚書(H13.2.26)」締結などをはじめとする連絡会議の開催などのほか、地域との業務協定や、JR鉄道事業や乗り合いバス、タクシー等の公共交通機関との犯罪防止協定など、関係機関との情報交換を活発にし緊密な連携に取り組みます。

## 第3章 実施計画(年度別実施計画・・・7つの安心プラン)

### 1 子供を育てるための安心対策

#### (1) 次世代育成支援対策の推進

渋川市次世代育成支援計画に沿った施策を推進します。

#### (2) 公園の環境や遊具の安全対策の実施

犯罪の発生しにくい公園の整備・普及、安全な遊具の整備を促進します。

### 2 学校等の安全対策

#### (1) 学校周辺パトロールの実施

各校の自主的な取り組みと併せて、PTA、自治会、老人会等地域住民が連携、協力して、学校周辺をパトロールし児童・生徒の安全確保に努めます。

- ( 2 ) 不審者の校内への侵入防止のための施設整備  
門、フェンスの改修、既存の自動火災報知設備の活用、防犯機器の設置等を進めます。
- ( 3 ) 通学防犯協力の家の拡充と充実  
通学中の犯罪・事故等に対処するため通学防犯協力の家の拡充と充実に努めます。
- ( 4 ) 青少年健全育成関係との連携  
青少年育成補導推進員等と連携し青少年の健全な育成と青少年犯罪の未然防止を図ります。

### 3 空き家空き地対策

- ( 1 ) 空き家空き地調査の実施  
空き家火災防止に係る処理マニュアルにより調査を実施し、所有者に対し指導します。
- ( 2 ) 防火パトロールの実施  
消防署の通常のパトロールの他、安全安心パトロールの一環として実施します。

### 4 放置自動車等の対策

- ( 1 ) 放置自動車防止条例の検討  
公共の場所等に放置された自動車は、景観を損ない火災等の原因となる危険があり、その対策について条例制定について検討します。
- ( 2 ) 放置自転車の防止対策の推進  
駅周辺や歩道等、市内に放置された自転車をなくすため所有者に対する啓発を推進します。

### 5 安全安心パトロールの実施

- ( 1 ) 自治会等によるパトロールの実施  
自治会等による継続的な市内パトロールを実施し、犯罪等の未然防止を図ります。
- ( 2 ) パトロールステッカーの車両表示  
自治会等で実施する安全安心パトロール用車両にステッカーを貼り、犯罪抑止に活用します。

### 6 安全で安心なまちづくりの啓発事業

- ( 1 ) 市広報に啓発記事を掲載  
広報しづかわに市内の犯罪、災害の発生状況を掲載し注意を促します。

(2) 安全安心ポスター、標語の募集

小学生、中学生、高校生を対象に安全安心ポスターまたは標語を募集し安全で安心なまちづくりに対する関心を高めます。

(3) 安全安心都市宣言のできる街への運動

犯罪件数、災害発生件数(火災含む)の減少に向け、関係団体の協力を得ながら、安全で安心なまちづくり運動を展開します。

7 安全安心を持続するために

(1) 安全で安心なまちづくり協議会の運営

安全で安心なまちづくりの実現に向けて、協議会で計画の進行度合いについて検討し、新たな取り組みについても提案します。



市 民 憲 章

(昭和49年10月1日制定)

赤城、榛名の景勝にはぐくまれたわたしたち渋川市民は、永遠の平和と心豊かな生活を願い、北毛の中核都市市民としての自覚に基づき、ここにこの憲章を定めます。

- 一、環境をととのえ、きまりを守り、みんなのしあわせを大切にしましょう。
- 一、からだをきたえ、働くことに誇りをもち、豊かな暮らしをきずきましょう。
- 一、老人を敬い、青少年の夢をそだて、明るい家庭をつくりましょう。
- 一、郷土を愛し、教養をたかめ、文化の創造につとめましょう。
- 一、たがいに信じあい、助けあい、心にきれいな花をさかせましょう。

渋川市安全で安心なまちづくり実施計画書

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (新市において 検討)
1 子どもを育てるための安心対策 ・次世代育成推進対策の推進 ・公園の環境や遊具の安全対策の実施		次世代育成支援 計画の推進 公園の安全対策 の提案	次世代育成支援 計画の推進
2 学校等の安全対策 ・学校周辺パトロールの実施 ・通学防犯協力の家の拡充 ・青少年健全育成関係との連携	周辺パトロール	周辺パトロール	周辺パトロール
3 空き家空き地対策 ・空き家空き地調査の実施 ・防火パトロールの実施	再調査(異動把握)	安全安心パト ロールでの空き家 監視	安全安心パト ロールでの空き家 監視
4 放置自動車等の対策 ・放置自動車防止条例の検討 ・放置自転車の防止対策の推進	事例研究	条例検討 防止対策の推進	
5 安全安心パトロールの実施 ・自治会等によるパトロールの実施 ・パトロールステッカーの車両表示	パトロール体制 整備 パトロール実施	パトロール体制 拡充 パトロール実施	パトロール体制 拡充 パトロール実施
6 安全で安心なまちづくりの啓発 ・市広報に啓発記事を掲載 ・安全安心ポスター、標語の募集 ・安全安心都市宣言のできる街への運動	広報に記事掲載	協議会便り (ポスター標語 の募集)	協議会便り
7 安全安心を持続するために ・安全で安心なまちづくり協議会の運営	各地区パトロー ルの推進	モデル地区の指 定 活動の検証 防犯グッズ等の 配布	活動の検証

渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画策定経過

平成15年10月6日	「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」「同施行規則」制定
平成15年12月17日	第1回渋川市安全で安心なまちづくり協議会開催 条例規則についての説明 協議会の役割及び方針について 犯罪及び火災の発生状況について 安全で安心なまちづくりに向けた課題について
平成16年1月29日	第2回協議会開催 県内市町村の状況 青少年センターの活動状況について 安全で安心なまちづくりに向けた課題について
平成16年4月26日	平成16年度第1回協議会開催 犯罪等予防現地調査 各団体の活動状況について 安全で安心なまちづくりに向けた課題について 防犯貸与品のデザイン等の協議
平成16年6月23日	平成16年度第2回協議会開催 各地域の取組状況について パトロール用腕章等について 安全で安心なまちづくりを推進するための計画(仮称)について 群馬県犯罪防止推進条例について
平成16年8月5日	平成16年度第3回協議会開催 渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画(仮称)(案)提案・協議 空き家火災防止に係る処理マニュアル等について 安全安心に関する地域の取り組み状況について
平成16年10月27日	平成16年度第4回協議会開催 渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画(仮称)(案)について協議 安全安心に関する地域の取り組み状況について 学校・警察児童生徒健全育成制度に関する協定書について 新潟県中越地震の対応について
平成17年2月4日	平成16年度第5回協議会開催 渋川市安全で安心なまちづくりを推進するための計画(案)について協議 安全安心に関する地域の取り組み状況について パトロール実施状況報告 群馬県犯罪防止条例に基づく各種指針について
平成17年3月	「渋川市安全で安心なまちづくりを推進する計画」策定